

令和5年11月20日

公 告

分任支出負担行為約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早 瀬 英 俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量	納 地
小型無人機対処器材 MM 2 (診断)	仕様書及び調達要領指定書 のとおり	UN	1	札幌駐屯地
小型無人機対処器材 MM 2 (診断)	〃	UN	1	旭川駐屯地

(2) 納 期 令和6年2月29日

(3) 納 地 札幌駐屯地及び旭川駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年12月12日（火）10時30分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年12月11日（月）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「小型無人機対処器材 MM2 (診断) ほか1件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和5年12月15日(金) 14時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年12月14日(木) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:成田)
 - 電話 0123-36-8611(内線5257)
- (7) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間
 - 令和5年11月20日～令和5年12月12日

調達要求番号: 3MCSIAA 0027

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
通信電子器材外注整備	NS-Z200002C	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成25年 1月29日
	変更	令和 2年10月14日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処における通信電子器材の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量・故障状況

品名及び数量並びに故障状況は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 電気的要求事項

電気的要求事項は、GLT-CG-Z500002の付属書AのA.3.2による。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、次のとおりし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

- 標準（又は確定）作業方式
- 診断作業方式
- 整備（又は修理）作業方式
- 整備（又は修理）診断作業方式

2.6 整備作業

整備の作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるものとする。

- a) 標準（又は確定）作業方式の整備作業は、表1による。

表1－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
整備（又は修理）	修理基準に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

- b) 診断作業方式の整備作業は、表2による。

表2－整備作業工程表（診断作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
注^{a)} 契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を提出するものとする。	

- c) 整備（又は修理）作業方式の整備作業は、表3による。

表3－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

d) 整備（又は修理）診断作業方式の整備作業は、表4による。

表4—整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5 c)及び2.5 d)による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.9 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.10 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.10によるものとし、塗装区分は、“C塗装”とする。

2.11 外観・機能・性能

外観、機能及び性能は、GLT-CG-Z500002の2.12による。ただし、診断後納品する器材については、受領時の状態まで復元するものとする。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書に規定する場合を除き、製造者の社内基準及び社内規格によるものとし、その判定基準は、GLT-CG-Z500002の2.12による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002の簡条4による。ただし、包装は、調達要領指定書に規定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の箇条5によるものとし、提出書類は、GLT-CG-Z500002の5.4に示す書類のうち、調達要領指定書に示す書類とする。

6 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

7 その他

その他は、GLT-CG-Z500002の箇条7によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

8 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 0 7 6
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 2 7
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 9 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 9 日
品 名	小 型 無 人 機 対 処 器 材 M M 2 (診 断)	
仕 様 書 番 号	N S - Z 2 0 0 0 0 2 C	

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量・故障状況

	品名	器材番号	故障状況
1	小型無人機対処器材 MM2	0107	監視装置MM2の操作不能
2	"	20-12-5245PXL4-0109	表示・操作端末の画面が表示されない

2.4 整備の種類

点検（＝診断）とする。

2.5 整備の作業方式

診断作業方式とする。

2.8 整備実施場所

札幌駐屯地業務隊（現地診断）、旭川駐屯地業務隊（現地診断）とする。

5 その他の指示

- ・提出書類は、整備診断明細書4部とし、履行期限までに提出するものとする。
- ・交換部品の返却は実施しないものとする。

また、契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修、又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

なお、下請負申請書の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

7 その他

製造会社：ロボティクス・センター ジャパン株式会社

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合